

中間市こども計画 (骨子案)

第 1 章 計画の策定にあたって

1. こどもに関する福祉行政の動向

(1) これまでの国の取組み

近年の我が国のこども及び子育て支援は、「次世代育成支援対策推進法」（平成 17 年施行）、「子ども・子育て支援法」（平成 27 年施行）をはじめとした各種法制度に基づき、各施策・制度が進められてきました。

こどもの健やかな成長を支援する、こども・子育て支援の取り組みに加え、少子化対策、こども・若者育成支援、こどもの貧困、児童虐待防止対策など、こどもを取り巻くさまざまな環境や課題、社会の変化に合わせ、それぞれ個別の法整備が行われ、各種計画の策定や取り組みが進められています。

こども支援を取り巻く主な法令等

- 少子化社会対策基本法（H15.9.1 施行、少子化に対処するための施策を総合的に推進することを目的とした法律。雇用環境の整備、保育サービス等の充実、母子保健体制の充実、生活環境の整備、経済的負担の軽減などを基本施策とする）
 - 同法に基づき「少子化社会対策大綱」策定
 - 次世代育成支援対策推進法（H17.4.1 施行、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組を定めた法律）
 - 当初 10 年間の時限法として成立し、令和 6 年度までが有効期限だったが、令和 6 年 5 月の改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長
- 子ども・若者育成支援推進法（H22.4.1 施行、引きこもりやニートなど社会生活を円滑に営むうえで困難を抱える若者の社会参加を支援する施策について定めた法律。内閣府に育成支援推進本部を設置し、支援をネットワーク化するなど国・地方公共団体・児童相談所や NPO による協力体制の整備などを施策とする）
 - 同法に基づき子供・若者育成支援推進大綱「子ども・若者ビジョン」（H22.10）策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律（H22.4.1 施行）

同法に基づき「子供の貧困対策に関する大綱」（H26.8）策定。令和 5 年 12 月 22 日付けのこども大綱において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（R6.6.26 公布、公布日から 3 月以内に政令で定める日に施行）に改正。解消すべき「こどもの貧困」を具体的に明記。
- 子ども・子育て支援法（H27.4.1 施行、核家族や共働き、一人親の増加等の環境変化に対応した支援を行うことにより、より良い保育を提供するための法律）

（２）こどもを取り巻く現状

我が国ではこどもに関する施策の充実に取り組んできましたが、少子化の進行、人口減少には歯止めがかかっていないのが現状です。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入の減少等による貧困世帯での学習機会の減少、こどもへの虐待件数の増加、ヤングケアラーへの対応、こどもの孤立等の問題に加え、子育て家庭の孤立、女性の年齢別労働力人口の割合をグラフで示したときの M 字カーブの問題等、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

（３）こども支援の新たな枠組みがスタート

常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、こども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、こどもに関する福祉行政を一元的に担うことが期待されています。

同じく令和 5 年 4 月から、こどもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律として「こども基本法」が施行されました。

こども基本法では、以下のような内容が定められています。

こども施策に関する大綱（こども大綱） 【こども基本法第 9 条に規定】

- ① こども施策を総合的に推進するために、基本的な方針、重要事項を定めるもの
- ② これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が「こども大綱」に一元化

こども計画の策定 【こども基本法第 10 条に規定】

- ① 国の大綱を勘案した都道府県こども計画・市町村こども計画の作成が努力義務となった
- ② こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することができる

子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

こども等の意見の反映 【こども基本法第 11 条に規定】

- ③ こどもや子育て当事者等の意見を反映すること等が求められている

また、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことを目的として、児童福祉法等の一部が改正（令和 6 年 4 月 1 日施行）されるなど法整備が進められています。令和 5 年 6 月 13 日には「こども未来戦略方針」が閣議決定され、児童手当や育児休業・給付の拡充、保育の拡充など少子化対策の更なる強化も進められています。

2. 「中間市こども計画」について

（1）策定の背景と概要

令和 2 年 3 月に策定した「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」（中間市次世代育成支援行動計画を包含している）が令和 6 年度末をもって終了することから、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする中間市こども計画（以下「こども計画」という。）を策定します。

こども計画は、令和 5 年 4 月 1 日に施行されたこども基本法に基づくこども大綱やこども基本法、福岡県のこども計画との整合性に留意し、次の計画を包含し、一体的なものとして策定することとします。

母子保健を含む成育医療等に関する計画については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）に基づき、市町村において計画を策定するものとされていることから、同様に一体のものとして策定することとします。

また、学童保育を含め、こどもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所づくりについても、計画的に進めることが求められていることから、本市の基本方針を策定します。

本計画は、「第二期中間市子ども・子育て支援事業計画」による取組みを継続、発展させるとともに、国の動向や社会情勢、本市における諸課題、市民アンケート調査の結果等を踏まえ、本市の実情に即したこども・若者・子育て支援施策の総合的な推進を目的として策定するものです。

こども計画に包含する計画

- 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」
- 次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」
(未策定)
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」(未策定)
- 成育基本法に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」
(未策定)

【国】こども大綱

少子化対策大綱

子供の貧困対策に関する大綱

子供・若者育成支援推進大綱

市町村こども計画（「こども基本法」より抜粋）

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の市町村計画と一体のものとして作成することができる。

- ・ 子供・若者育成支援推進法第9条に規定する、市町村子供・若者計画
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する、市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例

次世代育成支援対策推進法第9条に基づく市町村行動計画

成育基本法第17条に基づく「母子保健を含む成育医療等に関する計画」

子供・子育て支援法第61条に基づく子供・子育て支援事業計画



中間市こども計画【新計画】

子供・子育て支援事業計画

子供・若者計画

こどもの貧困対策計画

母子保健を含む成育医療等に関する計画

こどもの居場所づくりの推進

（２）計画の対象

本計画においては、下記の年齢等を対象としています。

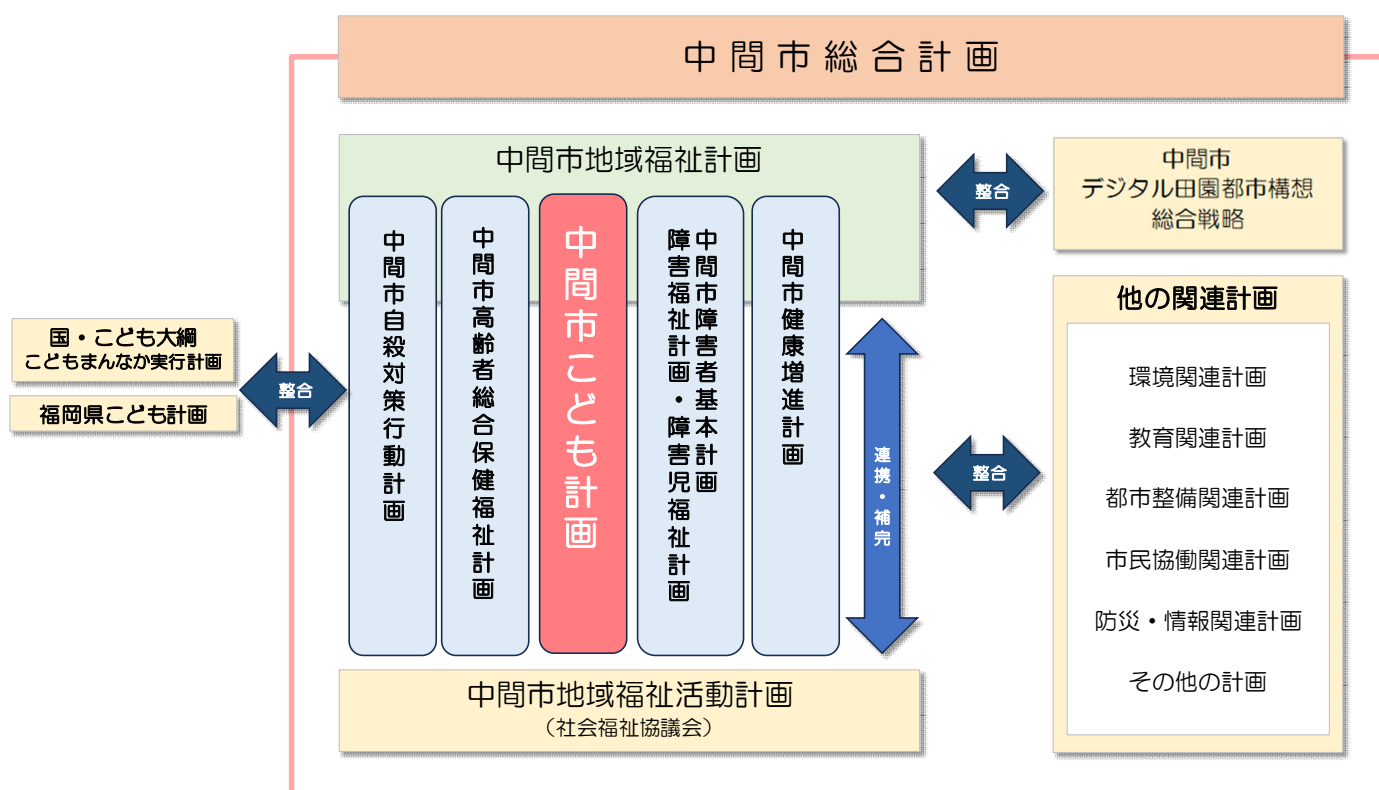
- 「子供・子育て支援」については、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体としています。
- 「若者支援」については、おおむね15歳から40歳未満の者としています。
- 「次世代育成支援」については、次代の社会を担うこどもを育成し、又は育成しようとする家庭としています。
- 「こどもの貧困対策」については、貧困の状況にある者の妊娠から出産まで及びそのこどもがおとなになるまでの過程の各段階としています。
- 「母子保健を含む成育医療」については、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦としています。

こども基本法では、『本法における「こども」は、心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではない。』との明記がされていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

(3) 他の計画との関係

中間市こども計画は、中間市総合計画及び中間市地域福祉計画を上位計画とする、福祉分野の個別計画の位置づけであり、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」です。加えて、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を包含するものとなっています。

また、本計画は、国の策定する「こども大綱」と、福岡県の策定する都道府県こども計画「福岡県こども計画」との整合に留意しました。



（４）計画の期間

本計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間となります。なお、社会経済情勢や市の状況の変化、子ども・子育て・若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11
次世代育成支援行動計画 (H22～H26)					子ども・子育て 支援事業計画（第1期）					子ども・子育て 支援事業計画（第2期）					こども計画				

（５）SDGs の視点を踏まえた計画の推進

SDGs は、「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）の略であり、令和 12 年までの長期的な開発の指針として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGs では、「地球上の誰 1 人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17 の目標と 169 のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDGs を意識し、各施策・事業を推進していきます。SDGs の 17 の目標のうち、本計画と特に関連の深い項目は次のとおりです。



3. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

次ページ参照

(2) 会議における協議

本計画に子育て当事者等の意見を反映し、本市における子ども・子育て・若者支援施策を子どもと子育て家庭及び若者の実情を踏まえて実施するため、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等並びに子育ての当事者で構成する「中間市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に必要な事項の議論を行い、その結果をもとに計画書を策定し、市長に答申します。

(3) パブリックコメントの実施

素案作成段階において、市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるためにパブリックコメント（意見募集）を実施します。

中間市こども計画策定に係るアンケート調査 実施内容（案）について

1. 各種調査の目的、対象等について【下記の表参照】

2. 調査の時期及び期間

令和6年9月中旬から順次 2週間程度

調査名	関係する計画	調査の目的	調査の対象	調査の方法
こども計画策定に係る市民アンケート調査	①、②、⑤、⑥	教育・保育事業や子育て支援事業の利用状況とニーズ（計画①に関する量の見込み）を把握する。学童保育の利用意向をはじめ、こどもの居場所に関する現状と今後の需要等を把握する。	就学前児童の保護者（全数） 小学生の保護者（全数）	就園児、小中学生及びその保護者は、学校や保育所等を通じて、QRコードを貼付した依頼文書を配布し、WEB上で回答（小1・小2は紙で回答）。 未就園児の保護者は、郵送により同一の依頼文書を送付し、WEB上で回答。
こどもの生活に関する意識調査（保護者用）	③、④	子育て家庭の生活実態・意識を把握する。	小学1年生から中学3年生までの保護者（全数）	
こどもの生活に関するアンケート調査（こども用）	③、④、⑥	こどもの生活実態・意識を把握する。	小学1年生から小学3年生までの児童生徒（全数） 小学4年生から小学6年生までの児童生徒（全数） 中学1年生から中学3年生までの児童生徒（全数）	
若者の生活に関する調査	③、④、⑥	若者の生活実態・意識を把握する。	15～39歳の市民（2,000人を無作為抽出）	郵送によりQRコードを貼付した依頼文書を送付し、WEB上で回答。
子育て支援サービス提供事業者（調査票A）	①、②、④	教育・保育事業の運営状況や課題、事業展開の予定、支援ニーズ等を把握する。	市内の保育所等（認定こども園、小規模保育所、認可外届出施設）、幼稚園	調査票を電子メールにより送付し回答。
子育て・教育関係団体（調査票B）	①、②、③、④、⑥	こどもの支援にかかわる団体の活動内容や活動上の課題、支援者側の視点でみたこどもや子育て環境の状況等について把握する。	子育て支援団体（市ボランティアセンター登録団体）、社会福祉協議会、学童保育所、こども食堂事業者、母子寡婦福祉会（学習支援）、若者支援事業者（市民生活相談センター、福岡若者サポートステーション、若まど（福岡県若者自立相談窓口））、障がい児支援事業者（児童発達支援センターいっぽ）、主任児童委員 等	
グループヒアリング（こどもワークショップ）		当事者であるこどもの意見をこども計画に反映させるため、あらかじめ決められたテーマについて、一緒に考え、意見交換を行う。	検討中	2回実施予定

※表中の「関係する計画」の表記について

- ①子ども・子育て支援事業計画 ②次世代育成支援行動計画 ③子ども・若者計画 ④子どもの貧困対策計画
⑤母子保健を含む成育医療等に関する計画 ⑥こどもの居場所づくり推進

第2章 こどもを取り巻く環境の変化

1. 人口統計等からみた課題

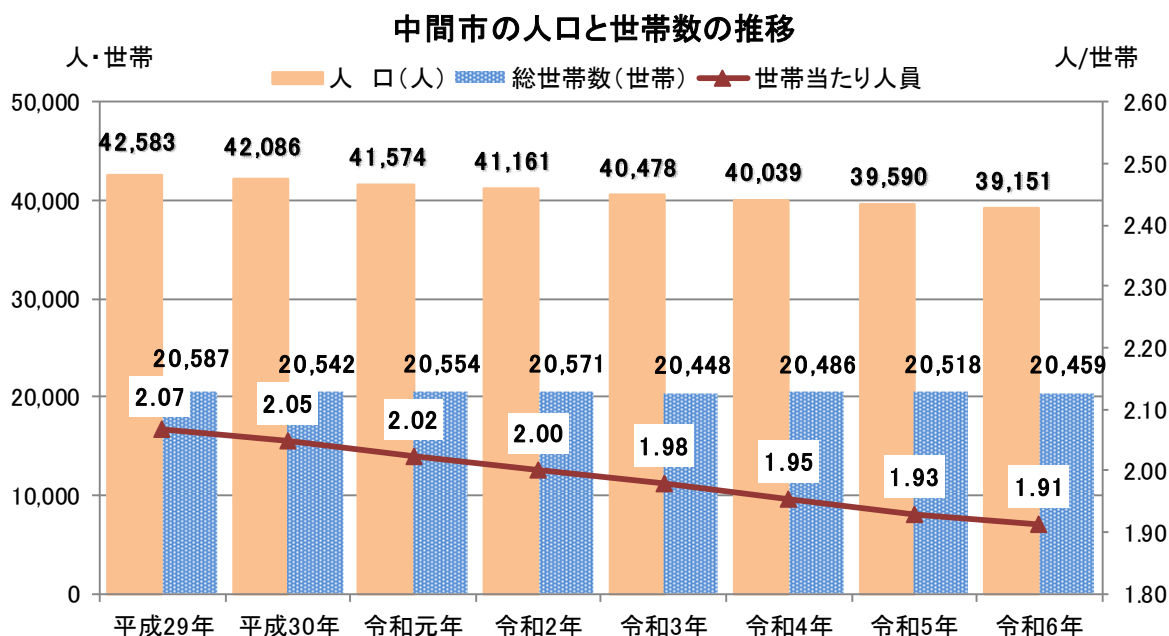
(1) 人口及び世帯構成の変化

本市の総人口は、平成 29 年の 42,583 人から令和 6 年には 39,151 人となり、3,432 人減少しています。総世帯数をみると、平成 29 年の 20,587 世帯から令和 6 年には 20,459 世帯に減少しています。世帯当たりの人員は、平成 29 年の 2.07 人から減少傾向が続き、令和 6 年には 1.91 人となっています。

年少人口（0～14 歳）は、平成 29 年の 4,678 人から令和 6 年は 4,122 人となり、556 人減少。総人口に対する年少人口の構成比は、平成 29 年は 11.0%、令和 6 年は 10.5%で推移しており、年少人口の減少傾向が認められます。

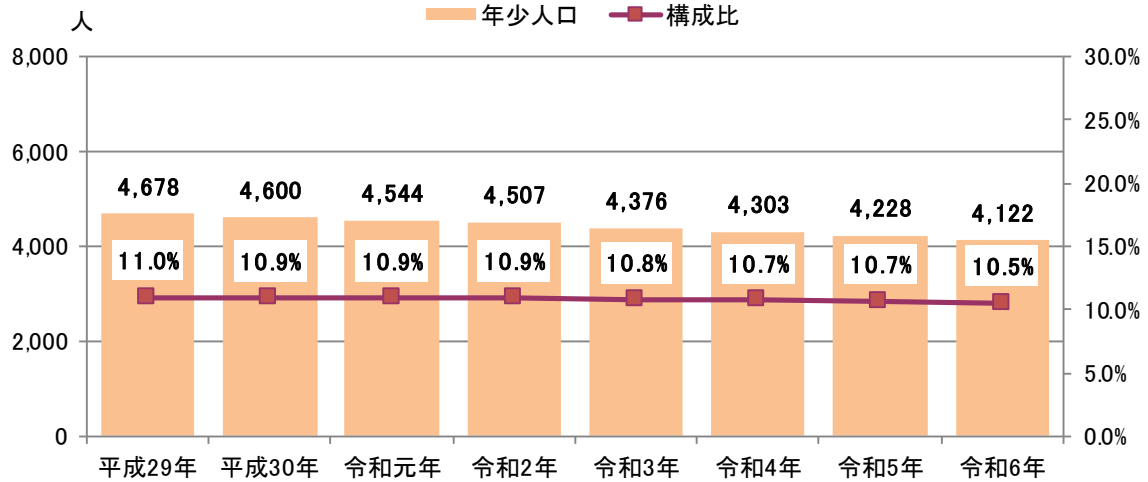
施設等の世帯を除く一般世帯数は、平成 7 年と令和 2 年を比較すると 16,913 世帯から 17,331 世帯となり、418 世帯増加しています。一般世帯数の中での構成比をみると、親族世帯の割合が減少し、単独世帯の割合が増加しているほか、夫婦と子どもの世帯が減少傾向で、ひとり親（男親と子どもの世帯、女親と子どもの世帯）が増加傾向にあります。

6 歳未満の子どもがいる一般世帯は、平成 7 年の 1,792 世帯から令和 2 年では 1,157 世帯と 635 世帯減少し、18 歳未満の子どもがいる一般世帯も平成 7 年の 5,302 世帯から令和 2 年では 2,962 世帯と約半数に減少しています。一般世帯全体に占める割合も減少しています。



※住民基本台帳。各年9月末時点、令和6年は7月末時点

中間市の年少人口の推移



※住民基本台帳。各年9月末時点、令和6年は7月末時点

世帯構成の推移

単位: 世帯、構成比%

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯 (計)	核家族世帯					その他の 親族世帯		
			核家族 (計)	夫婦 のみ	夫婦と 子ども	男親と 子ども	女親と 子ども			
平成7年	16,913	14,221	11,895	3,856	6,352	249	1,438	2,326	38	2,654
	%	84.1%	70.3%	22.8%	37.6%	1.5%	8.5%	13.8%	0.2%	15.7%
平成12年	17,560	14,132	12,027	4,270	5,870	243	1,644	2,105	65	3,363
	%	80.5%	68.5%	24.3%	33.4%	1.4%	9.4%	12.0%	0.4%	19.2%
平成17年	17,864	13,781	11,740	4,379	5,234	272	1,855	2,041	99	3,984
	%	77.1%	65.7%	24.5%	29.3%	1.5%	10.4%	11.4%	0.6%	22.3%
平成22年	17,778	12,963	11,078	4,331	4,677	277	1,793	1,885	165	4,645
	%	72.9%	62.3%	24.4%	26.3%	1.6%	10.1%	10.6%	0.9%	26.1%
平成27年	17,389	12,239	10,638	4,268	4,206	276	1,888	1,601	117	5,029
	%	70.4%	61.2%	24.5%	24.2%	1.6%	10.9%	9.2%	0.7%	28.9%
令和2年	17,331	11,486	10,008	3,972	3,892	296	1,848	1,478	191	5,654
	%	66.3%	57.7%	22.9%	22.5%	1.7%	10.7%	8.5%	1.1%	32.6%

※国勢調査

6歳未満・18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯の推移

単位: 世帯、構成比%

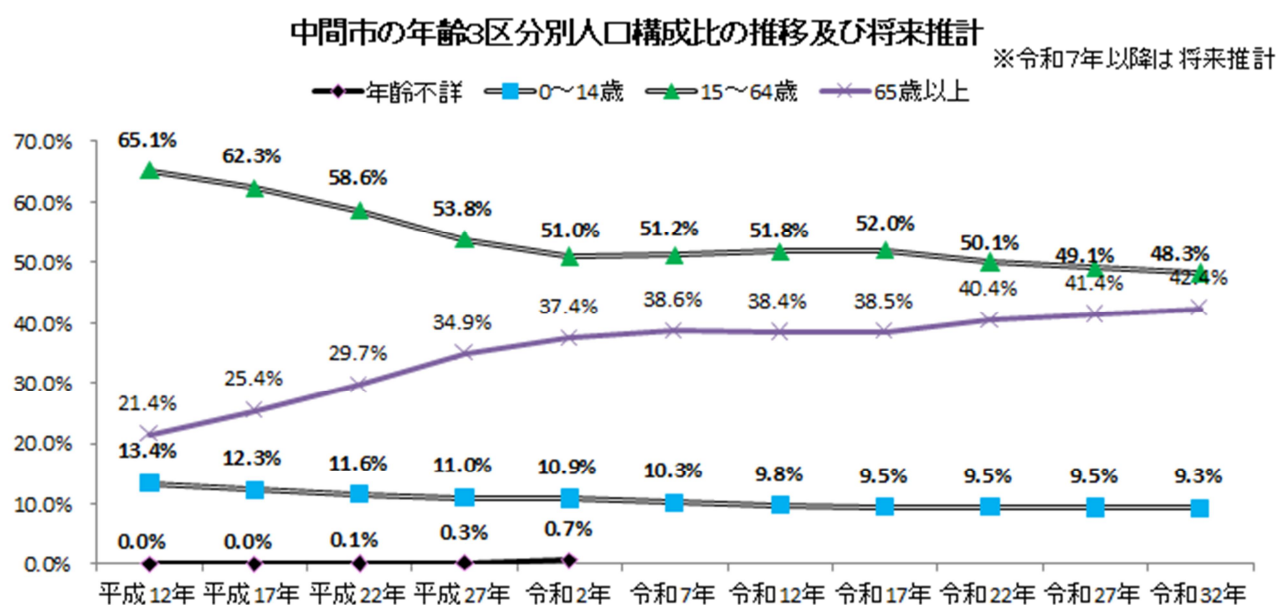
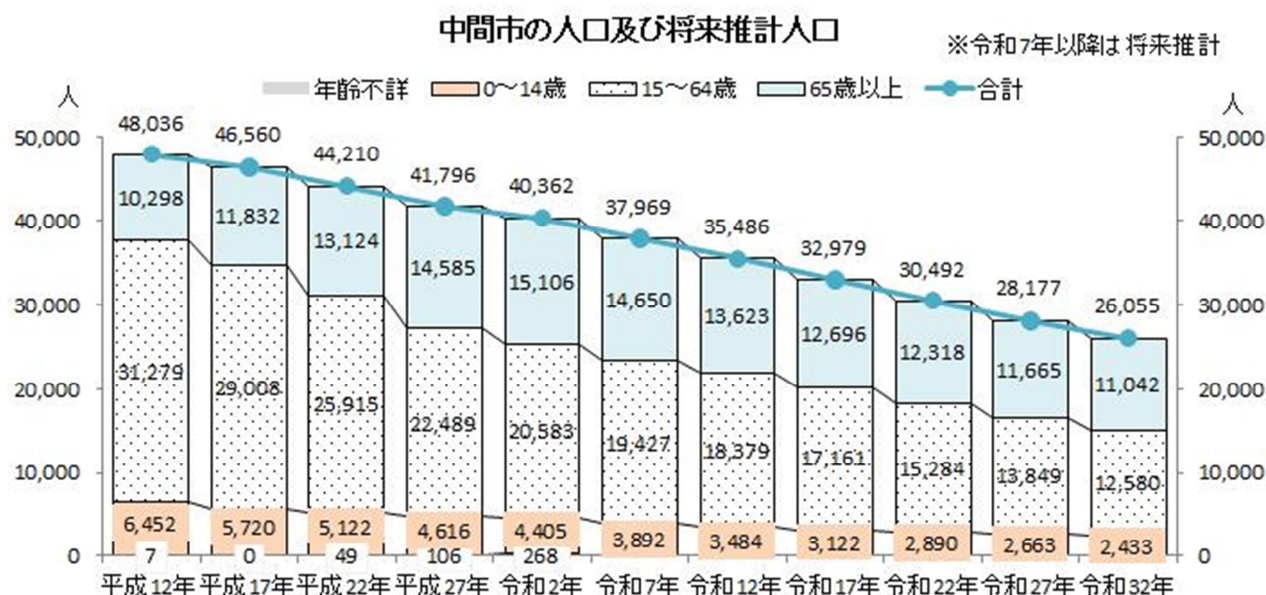
	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯①	16,913	17,560	17,864	17,778	17,389	17,331
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯②	1,792	1,684	1,572	1,436	1,250	1,157
構成比 ②/①	10.6%	9.6%	8.8%	8.1%	7.2%	6.7%
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯③	5,302	4,677	4,102	3,629	3,205	2,962
構成比 ③/①	31.3%	26.6%	23.0%	20.4%	18.4%	17.1%

※国勢調査

(2) 将来推計人口

「国立社会保障・人口問題研究所」(令和5年推計)の将来推計人口によると、本市の総人口は将来的にも減少を続け、10年後の令和17年には32,979人になると見込まれています。

年少人口についても、令和2年の4,405人から令和17年には3,122人になると見込まれています。

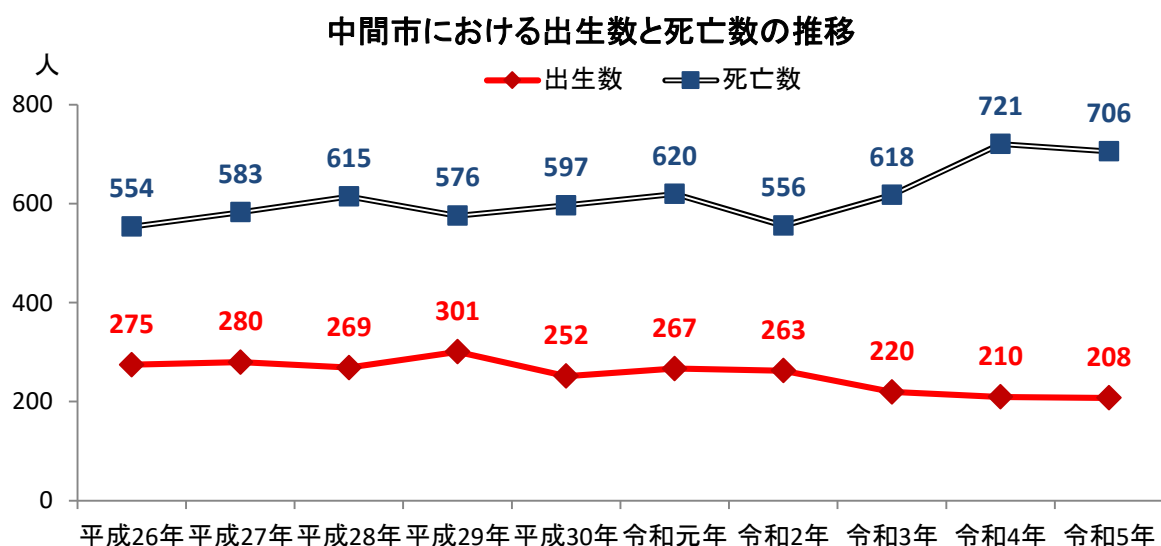


※国勢調査及び「国立社会保障・人口問題研究所」(令和5年推計)の将来推計人口

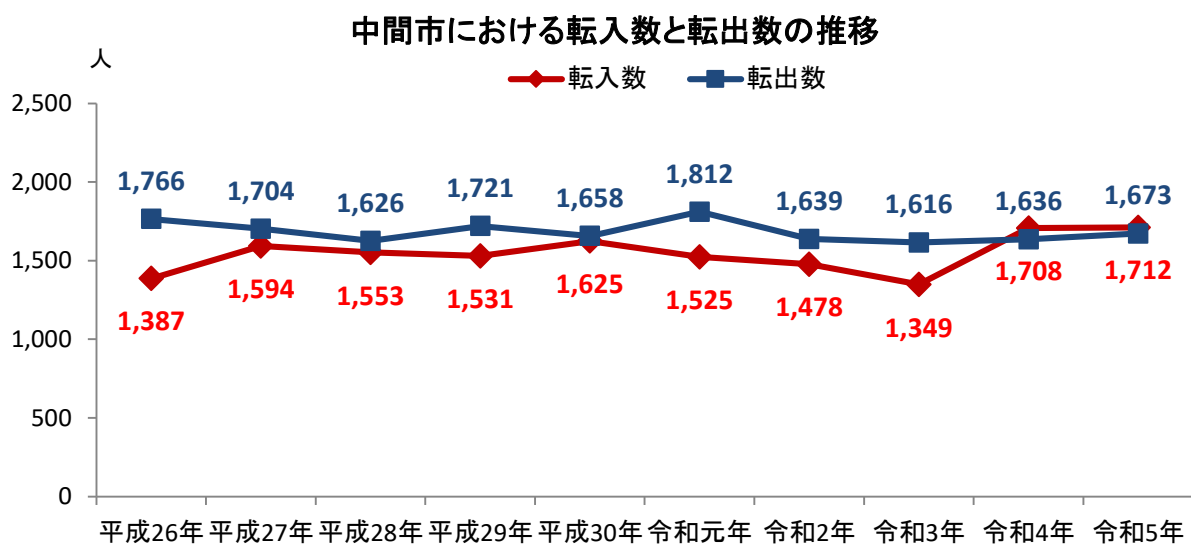
(3) 人口減少の背景

出生と死亡による自然の増減をみると、平成26年から令和5年のいずれの年も出生数が死亡数を下回っており、総人口は自然減の状況が続いています。また、出生数は平成29年の301人から年々減少し、令和5年は208人となっています。

社会的な人口の増減をみると、令和3年までは転出数が転入数を上回っていましたが、令和4年以降は、転入数が転出数を上回る社会増が続いています。



※住民基本台帳

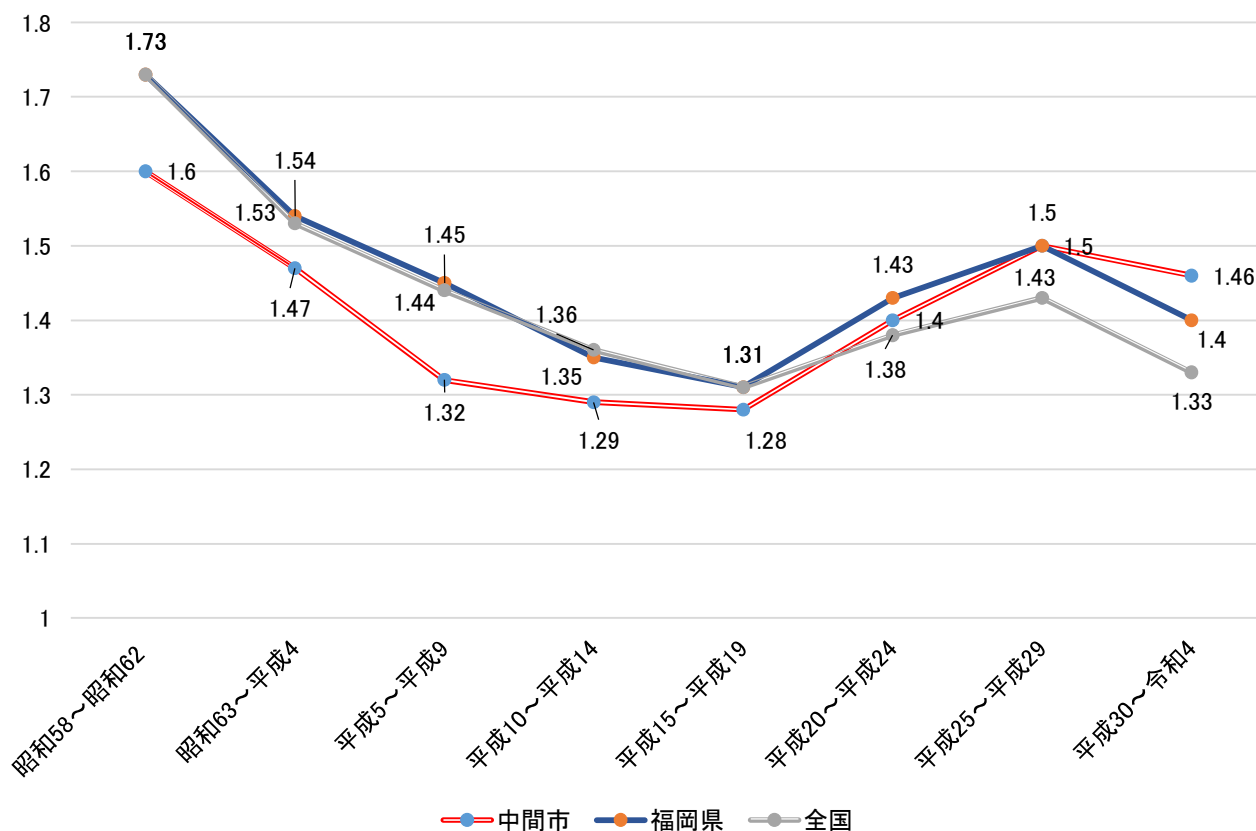


※住民基本台帳

(4) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかの平均）の推移をみると、国、県を下回る水準で推移していましたが、平成15～平成19年以降は一定期間上昇傾向が見られ、平成30～令和4年では若干減少したものの、国、県を上回り1.46となっています。

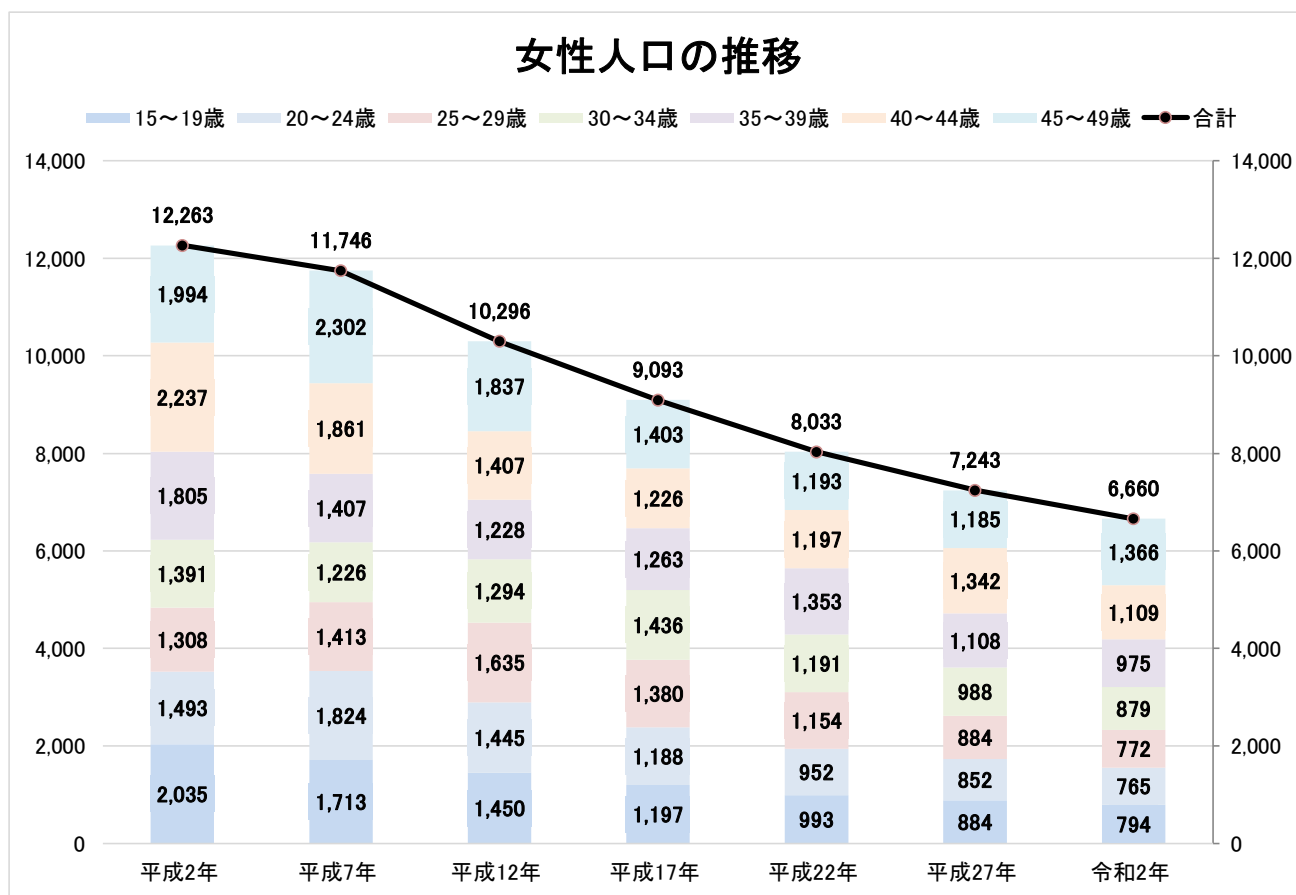
合計特殊出生率の推移



※厚生労働省「人口動態統計」

（５）女性人口の推移

合計特殊出生率の対象となる15～49歳の女性の人口は平成2年の12,263人から令和2年の6,660人へと減少が続いており、今後、合計特殊出生率が上昇しても出生数の大きな増加が望めない状況となっています。

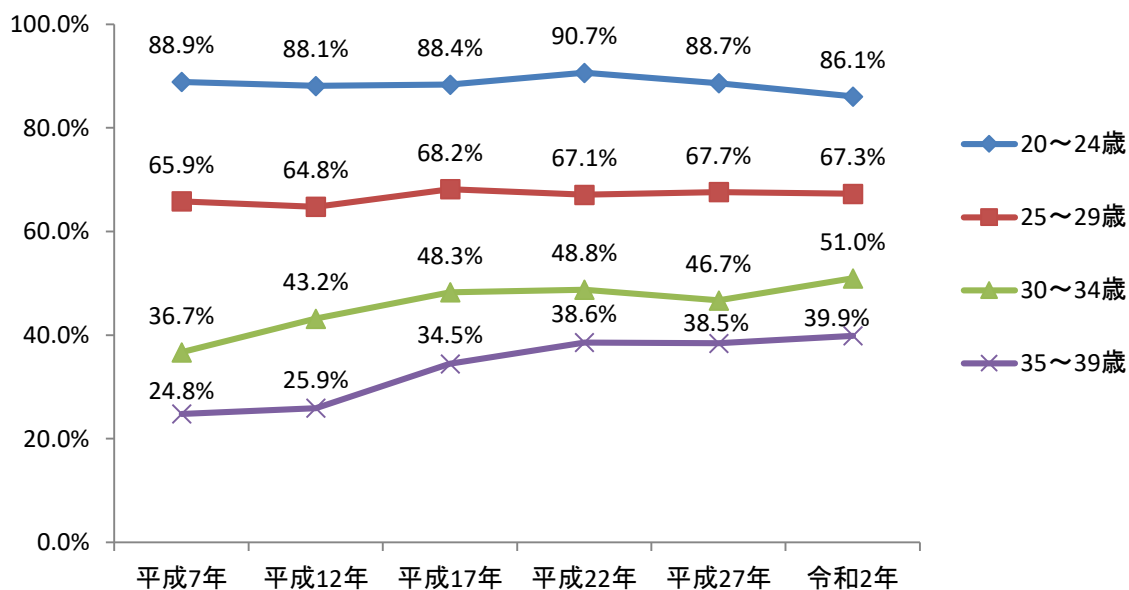


※国勢調査

(6) 未婚率の推移

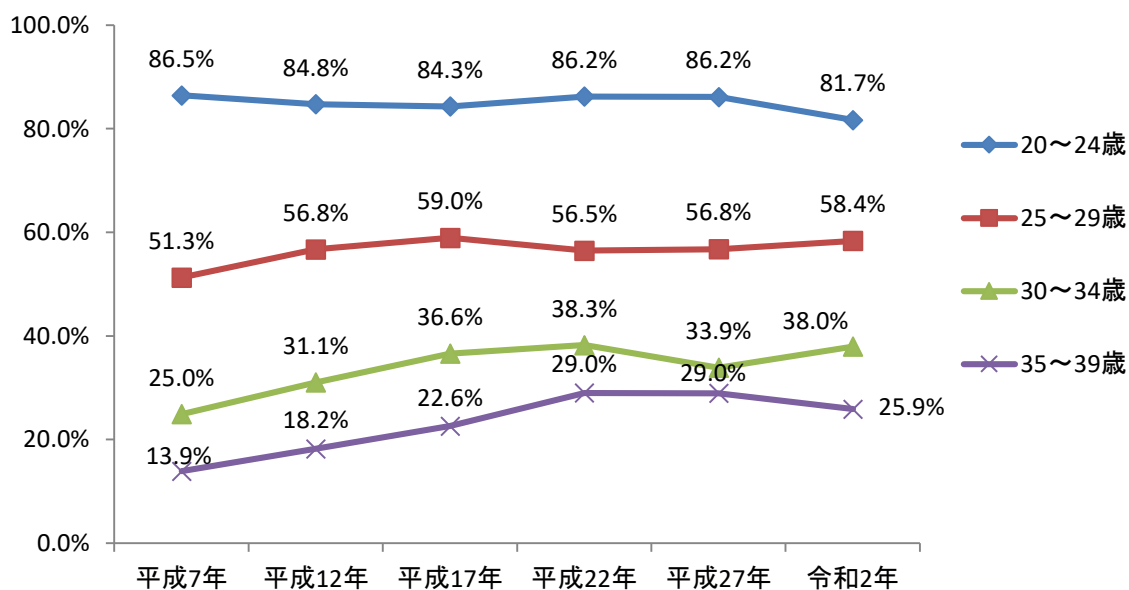
本市における子どもを産み育てる若い世代の未婚率は、平成7年と令和2年を比較すると、30歳以上の女性、男性ともに上昇傾向にあることが分かります。また、女性よりも男性の未婚率がすべての年齢階層で高くなっており、令和2年の35～39歳男性の未婚率は39.9%と10人に4人が未婚であることがわかります。女性についてみると、令和2年では30～34歳の未婚率が平成27年と比べ4.1ポイント上昇しており、35～39歳の未婚率が3.1ポイント下降しています。

中間市における男性の未婚率の推移



※国勢調査

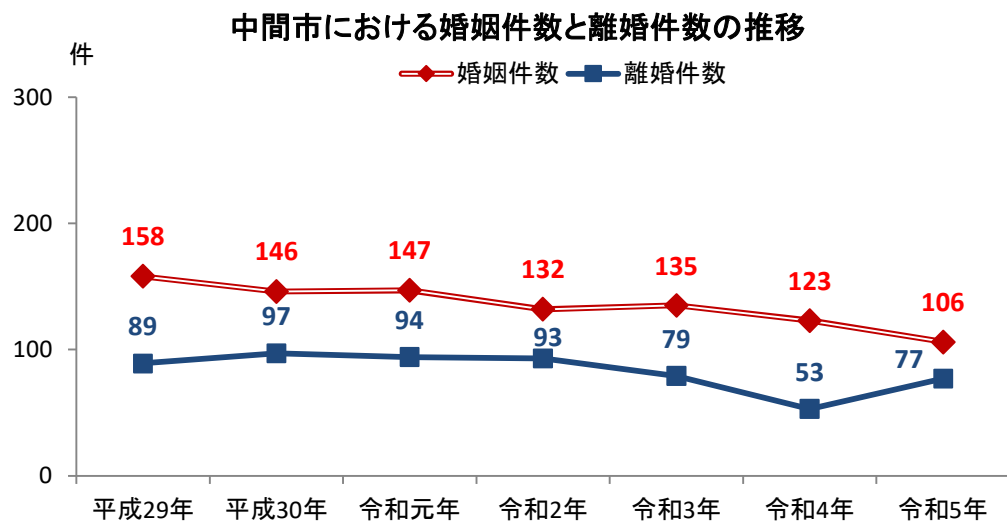
中間市における女性の未婚率の推移



※国勢調査

（７）婚姻件数と離婚件数の推移

本市の婚姻件数の推移を見ると、平成 29 年は 158 件でしたが、令和 5 年は 106 件と減少傾向にあります。離婚件数の推移をみると、令和 4 年の 53 件を除き、70～90 件台で推移しています。



※庁内資料（統計なかま）

（８）母子・父子世帯数の状況

令和 2 年における本市のひとり親家庭の状況をみると、母子世帯は 358 件で本市の一般世帯に占める割合は 2.07%となっています。この割合は県や全国を上回っています。父子世帯は 30 件で一般世帯に占める割合は 0.17%となっており、県や全国の値をやや上回っています。

ひとり親家庭の状況

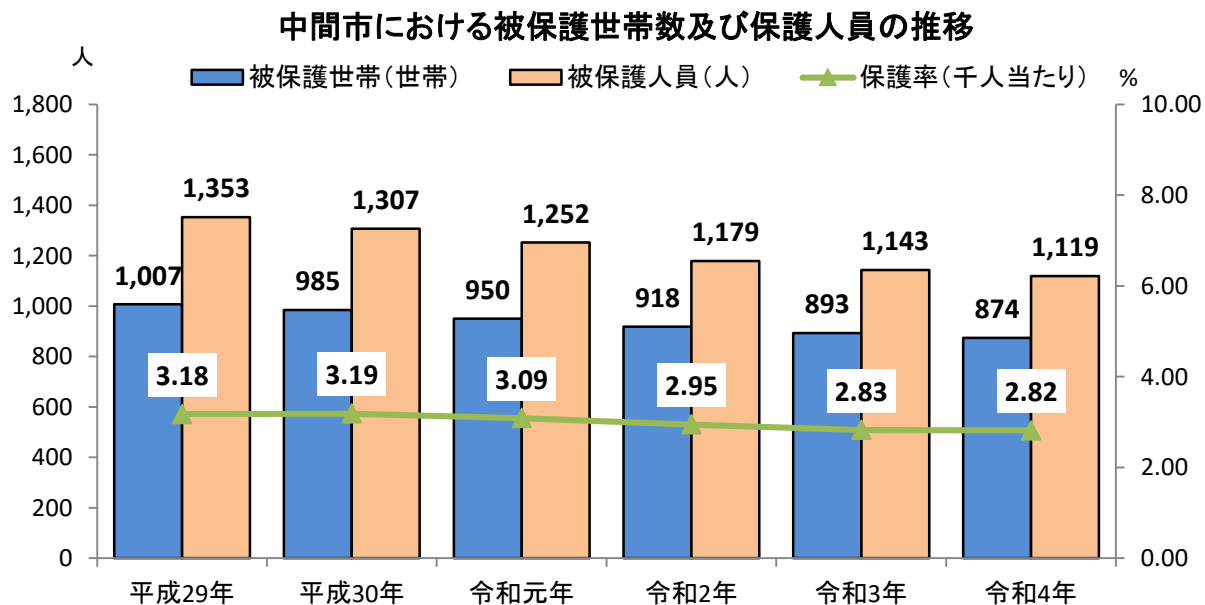
単位：人

一般世帯数		母子世帯数		父子世帯数	
		世帯数	構成比	世帯数	構成比
中間市	17,331	358	2.07%	30	0.17%
福岡県	2,318,479	35,804	1.54%	3,280	0.14%
全国	55,704,949	646,809	1.16%	74,481	0.13%

※令和 2 年国勢調査

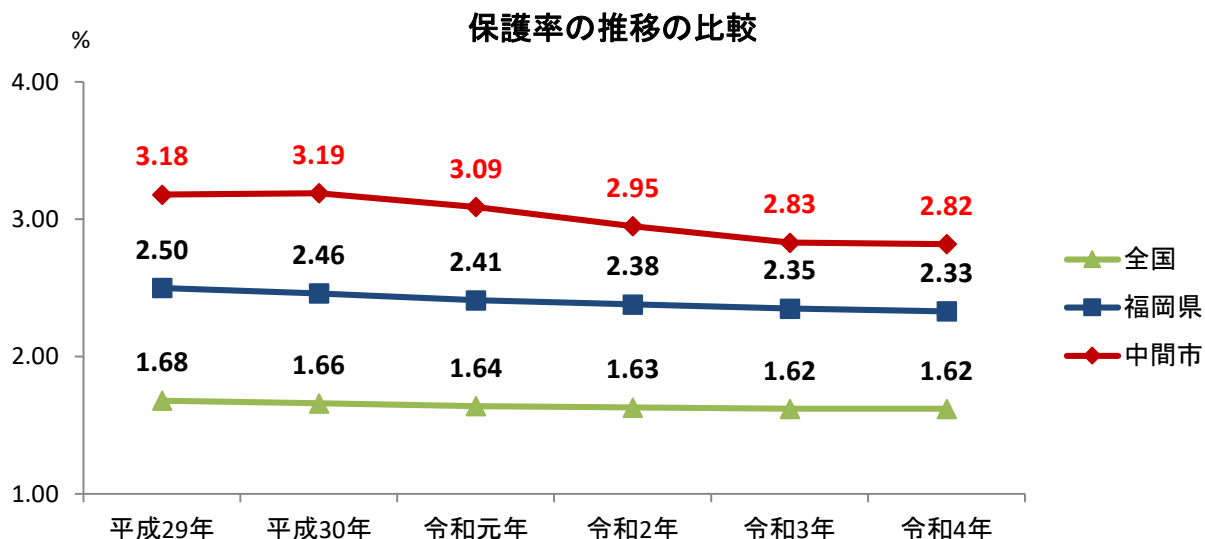
(9) 被保護世帯数等の推移

本市内の被保護世帯数、被保護人員のいずれも緩やかな減少傾向を示しています。人口千人当たりの保護率を県と比較すると高い水準にあります。



※保護率は人口千人に対する割合、世帯数、人員は年度平均

※福岡県生活保護速報



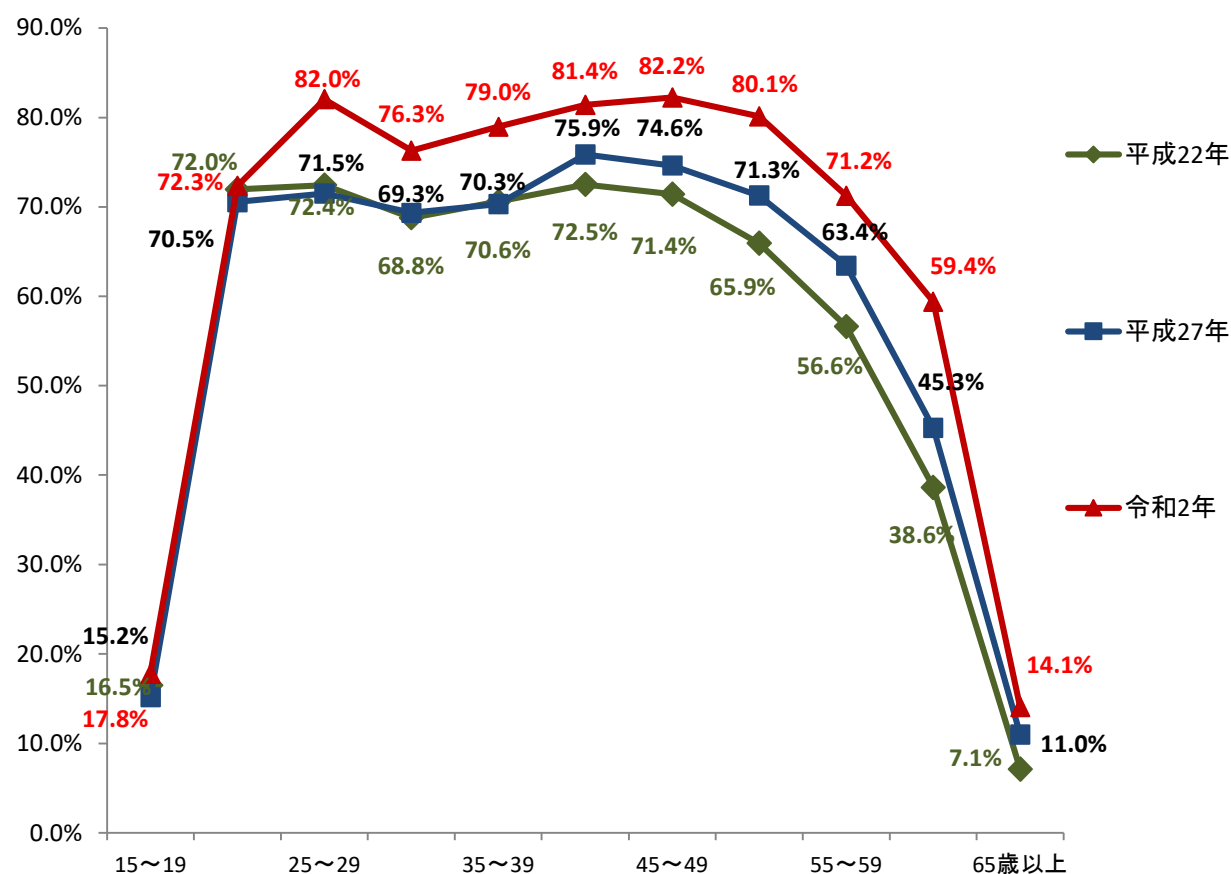
※福岡県生活保護速報

(10) 女性の就労状況

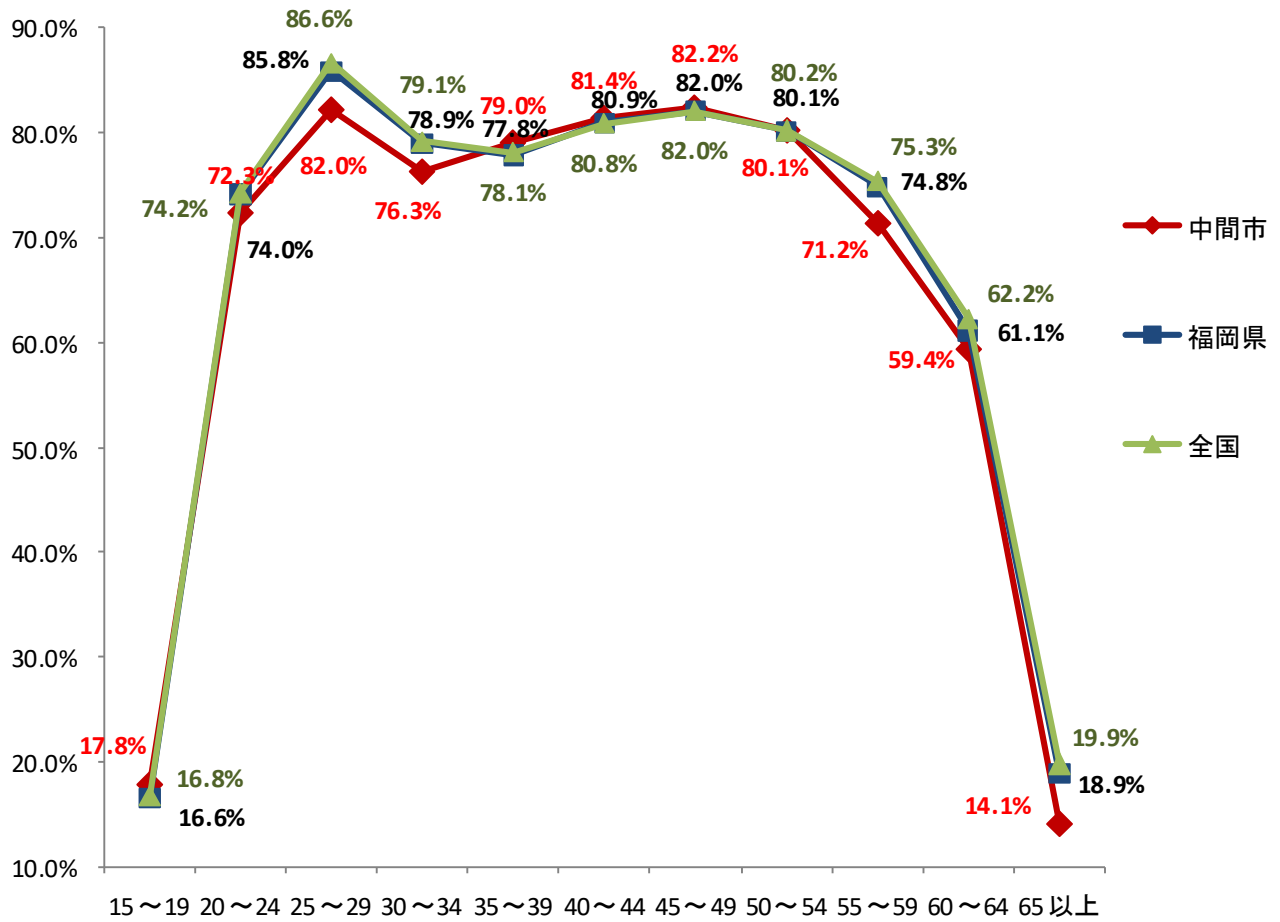
本市の女性の年齢階層別就業率について、平成 22 年をみると、20～24 歳から 45～49 歳まで就業率がほぼ横ばいで推移している状況が確認できます。これに対し、令和 2 年の就業率をみると、25～29 歳で 82.0%と平成 22 年を 10.5 ポイント上回る就業率となっており、30～34 歳で 76.3%に減少します。しかし、その後、上昇傾向を示し、45～49 歳では 82.2%と全年代で最も高い就業率となっています。5 年前、10 年前と比べ女性で就業している人の割合が各年代で上昇していることがわかります。

また本市の女性の就業率（令和 2 年）をみると、25～29 歳の就業率は 82.0%と、全国や県平均と比べ 5 ポイント程度低くなっています。

中間市における女性の年齢階層別労働力率の比較



女性の年齢階級別労働力率の比較(令和2年)



2. 教育・保育施設及び 地域子ども・子育て支援事業の現状

(1) 教育・保育施設の状況 ※各年度3月末時点、市外の施設へ通園する児童を含む

①利用児童数の推移

令和5年度における認可保育所入所児童数は458人、幼稚園入園児童数は354人となっており、保育所入所児童数、幼稚園入園児童数とも減少傾向にあります。なお、就学前児童数も年々減少しています。

単位: 人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認可保育所	684	686	638	629	458
認可認定こども園	147	150	147	146	286
認可小規模保育園	19	20	20	38	45
幼稚園	—	353	365	346	354
就学前児童数	1,687	1,636	1,534	1,486	1,403

②-1 認可保育所の利用状況

令和5年度における保育所入所児童数は458人となっており、減少傾向にあります。定員も減少しています。施設数は、令和5年度から4施設で推移しています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	施設数	箇所	5	5	5	5	4
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	720	720	720	650	540
	入所児童数	人	684	686	638	629	458
公 立 保 育 所	施設数	箇所	1	1	1	1	1
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	150	150	150	150	150
	入所児童数	人	106	102	108	106	101
私 立 保 育 所	施設数	箇所	4	4	4	4	3
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	570	570	570	500	390
	入所児童数	人	578	584	530	523	357

②-2 認定こども園の利用状況

令和5年度から認定こども園が2箇所となり、こども園入所児童数は286人となっています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	施設数	箇所	1	1	1	1	2
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員(教育部分)	人	15	15	15	15	30
	定員(保育部分)	人	160	160	160	160	280
	入所児童数(教育部分)	人	11	9	10	13	33
	入所児童数(保育部分)	人	136	141	137	133	253
公 立	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員(教育部分)	人	0	0	0	0	0
	定員(保育部分)	人	0	0	0	0	0
	入所児童数(教育部分)	人	0	0	0	0	0
	入所児童数(保育部分)	人	0	0	0	0	0
私 立	施設数	箇所	1	1	1	1	2
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員(教育部分)	人	15	15	15	15	30
	定員(保育部分)	人	160	160	160	160	280
	入所児童数(教育部分)	人	11	9	10	13	33
	入所児童数(保育部分)	人	136	141	137	133	253

②-3 認可小規模保育園の利用状況

令和4年度から認可小規模保育園が2箇所に加え、入所児童数は45人となっています。

			令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	施設数	箇所	1	1	1	2	2
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	18	18	18	37	37
	入所児童数	人	19	20	20	38	45
公 立	施設数	箇所	0	0	0	0	0
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	0	0	0	0	0
	入所児童数	人	0	0	0	0	0
私 立	施設数	箇所	1	1	1	2	2
	対象児童	人	0～5歳児				
	定員	人	18	18	18	37	37
	入所児童数	人	19	20	20	38	45

③ 幼稚園の利用状況

令和5年度における幼稚園入園児童数は354人となっており、減少傾向にあります。定員に対する入園児数は毎年4割台となっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
施設数	箇所	—	6	6	6	6
対象児童	人	3～5歳児				
定員	人	—	860	860	860	860
在園児数	人	—	353	365	346	354

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

①延長保育事業（時間外保育事業）

現在、市内の認可保育所及び認定こども園全て及びにおいて事業を実施しています。実利用人数をみると増減を繰り返しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	458	300	379	411	377

※各年度3月末現在

②-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

実利用人数は増減を繰り返しています。開設箇所数は、令和2年度から1箇所減り、7箇所で推移しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	399	391	377	355	374
開設箇所数	箇所	8	7	7	7	7

※各年度3月末現在

②-2 放課後こども教室

令和2年度は実績がなく、令和3年度から地域学校協働活動へ事業を引き継ぐことにより、事業は廃止となっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
実利用人数	人	146	実施なし	-	-	-
延べ利用人数	人日	2,344		-	-	-

※各年度3月末現在

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

現在、「鞍手乳児院」（鞍手町）、「報恩母の家」（岡垣町）で実施体制を確保しており、令和4年度から延べ利用人数が増加しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	2	15	7	43	76

※各年度3月末現在

④地域子育て支援拠点事業

現在、市内に 2 箇所設置されており、延べ利用人数はコロナ感染症の影響により令和 2 年度と 3 年度に減少しましたが、令和 4 年度以降大幅に増加しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	9,620	5,104	5,686	9,897	10,498
	くるり	8,608	4,417	4,680	7,455	8,155
	子育てサロン	1,012	687	1,006	2,442	2,343

※各年度3月末現在

⑤一時預かり事業

現在、市内の 4 保育所及び 6 幼稚園で実施されています。延べ利用人数は令和 3 年度の 26,004 人をピークに、その後、減少傾向にあります。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	17,903	17,843	26,004	25,962	23,689

※各年度3月末現在

⑥病児・病後児保育事業

現在、遠賀中間医師会おんが病院、さくら保育園（病後児保育）において実施体制を確保しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数	人日	6	4	4	5	2
	さくら保育園	0	0	3	4	0
	おんが病院	6	4	1	1	2

※各年度3月末現在

⑦妊婦健康診査

妊婦、乳幼児健康診査、乳児歯科健診、妊婦歯科健診、産婦歯科健診については、下記健診が実施されています。妊婦歯科健診と2歳児健診の受診率が低くなっています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	
妊婦健診		受診数	3,213	2,824	2,825	2,518	2,526
妊婦歯科健診		受診率	15.0	13.9	19.7	19.3	26.0
産婦歯科健診		受診率	83.2	—	79.0	83.4	77.7
乳児健診	4か月健診	受診率	98.0	92.8	96.3	98.0	99.5
	7か月健診	受診率	98.2	90.8	102.8	98.7	96.8
	1歳6か月健診	受診率	96.5	94.5	95.5	99.1	98.6
	3歳児健診	受診率	93.9	97.6	92.9	94.9	96.3
乳児 歯科 健診	1歳6か月健診	受診率	95.7	93.8	95.1	98.7	97.7
	2歳児健診	受診率	80.6	—	50.7	49.2	69.6
	3歳児健診	受診率	92.2	96.7	91.8	94.6	95.5

※各年度3月末現在

⑧乳児家庭全戸訪問事業

訪問人数は200人台で推移しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	257	234	228	214	200
延べ訪問件数	件	309	274	265	275	306

※各年度3月末現在

⑨養育支援訪問事業

令和4年度以降、訪問人数は200人台、延べ訪問人数は1,500件前後で推移しています。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	138	122	173	280	292
延べ訪問件数	件	1,149	807	977	1,493	1,545

※各年度3月末現在

⑩子育て応援訪問事業

令和３年度をピークに、以降は訪問人数、延べ訪問件数のいずれも減少傾向にあります。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
訪問人数	人	310	296	409	287	212
延べ訪問件数	件	430	489	612	461	325

※各年度3月末現在

⑪産後ケア事業

令和３年度から開始した事業です。利用者数、延べ利用件数のいずれも増加傾向にあります。

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数	人	—	—	3	5	20
延べ利用件数	件	—	—	3	11	40

※各年度3月末現在

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本計画の基本理念は、第2期中間市子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「地域の和による 子育てを支えるまち なかま」を引き継ぐとともに、子ども・若者の権利の尊重や身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）の向上、若者に関する施策の充実といった要素を加えた、だれひとり取り残さない、「こどもまんなか」社会を目指すものとなっています。

<基本理念>

**すべてのこどもが夢や希望をもち
笑顔があふれるまち なかま**
～だれひとり取り残さない！「こどもまんなか」社会をめざして～

上記の基本理念を実現するため、以下の5つの視点に基づいて計画を推進します。

- こども一人ひとりを権利の主体として尊重し、その意見、考え、思いを受け止め、こどもの最善の利益を考慮する。
- こども期から若者期にかかる多様な取組を総合的かつ切れ目なく推進することにより、基本理念を実現する。
- こどもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されることなく、すこやかに成長できるよう支援する。
- こども・若者をパートナーとして、ともに支えあい、育ちあう地域づくりを推進する家庭、地域、行政、関係機関等が連携・協働し、地域全体でこども・若者の成長を支える。
- 多様性と包摂性に溢れた「だれひとり取り残さない」社会の実現に向けて、すべてのこども・若者の生命・権利・未来を守る「こどもまんなか社会」の実現をめざす。

2. 計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定します。

本計画の推進に当たっては、前述の基本理念を念頭に置きながら、これまでこども・子育て支援事業計画の推進に向け取り組んできた基本的な視点と目標を見直し、だれひとり取り残さない「こどもまんなか」社会の中で、「すべてのこどもが夢や希望をもち笑顔があふれるまち なかま」を目指します。

① こどもの権利…すべてのこどもの権利を保障する

すべてのこどもと若者が、心身の状況や置かれている環境に関わらず、生まれながらの権利の主体として尊重され、その権利を保障するための取組を進めます。

また、こども基本法やこども権利条約の精神にのっとり、こどもと若者や子育て世帯に関する施策の策定や実施等について当事者の意見を聴き、その意見を反映させる取組を進めます。

② 育ち、学び、遊び、体験

…こどもを安心して産み育て健やかな成長を育む

健康でゆとりを持って妊娠・出産・子育てに向き合い、安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援を行います。

また、すべてのこども・若者の学び、遊び、体験する機会を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援や居場所を切れ目なく提供し、すこやかな成長を支えます。

③ 安心と希望

…きめ細やかな対応が必要なこどもを支援する

経済的な不安や孤立感を抱いたり仕事との両立に悩んだりすることのない、すべての人が希望を持てるまちづくりを進めます。このため、児童虐待、ヤングケアラー、貧困、障がい等、本人たちだけでは対応が困難な課題を抱え、支援を必要としているこどもや若者、家庭に対して、それぞれの状況に応じた支援を切れ目なく提供し、すべてのこどもや若者が、置かれた環境に関わらず希望を抱いて健やかに育つことができるよう取り組みます。

④ 若者と未来

…若者の生活を支え、希望に応じた未来を支援する

すべての若者が夢や希望を持って育っていけるよう、その自立を支援するとともに、一人ひとりの未来への希望を尊重しながら、出会いや結婚に関する支援を行うとともに、本市への移住や定住の促進に取り組みます。また、自らの生き方を模索し確立しようとする中で、不安や悩みを感じる若者やその家族を支援し、希望ある未来に向けて進んでいけるよう取り組みます。

⑤ 地域力

…こどもたちの育ちを地域社会全体で支援する

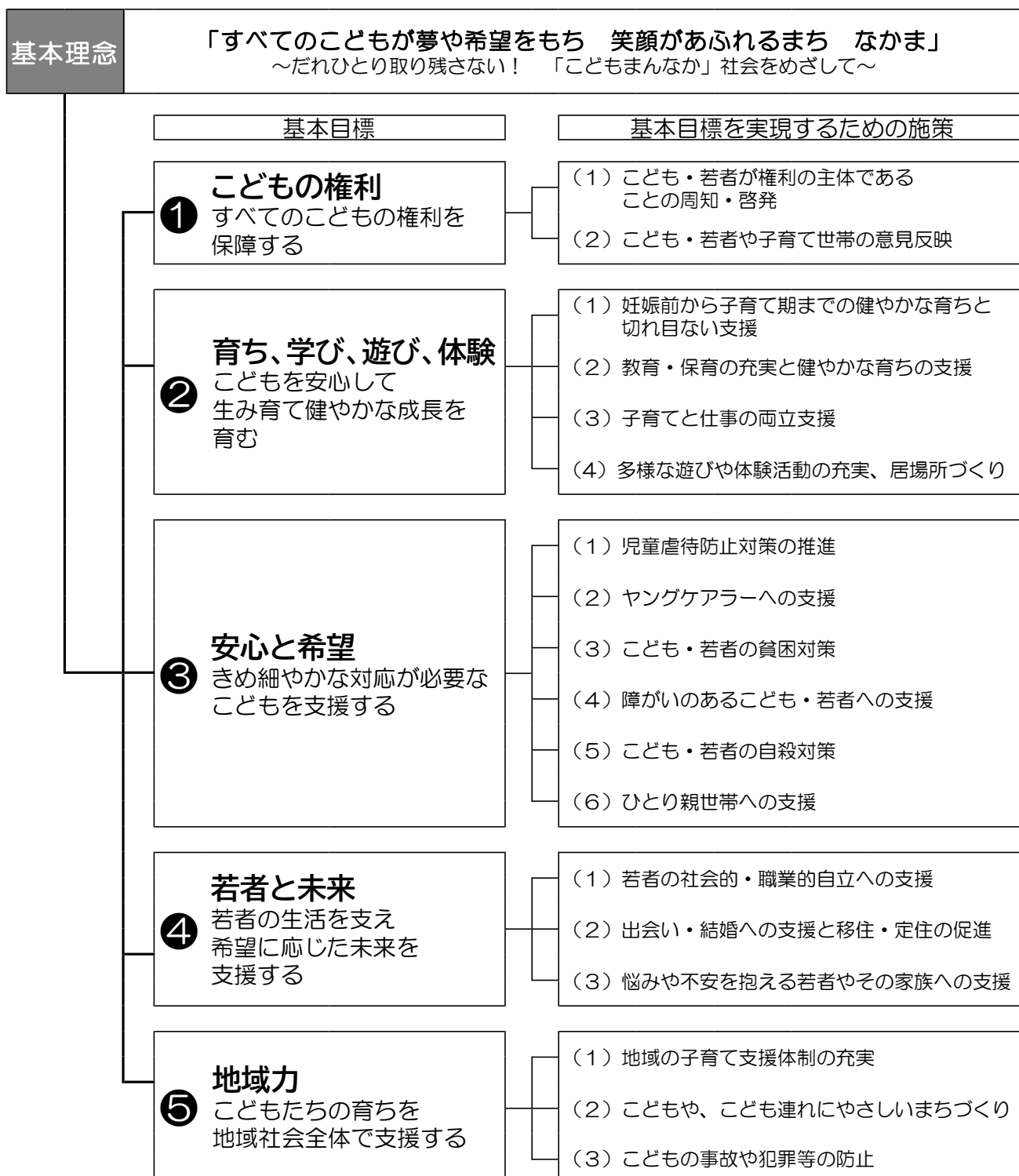
こどもの養育や教育は、家庭が第一義的責任を持って行われるものでありますが、そのためには、家庭が子育てをしやすい環境となるように、地域社会の支援が大切になります。

少子化が進む中、こどもたちは地域のいろいろな人と接し、地域で培われてきた伝統や文化、自然環境に触れることで、心豊かに成長し、地域を支えるたくましい存在となります。

そこで、本計画では、次代を担う宝である、こどもたちの育ちを、地域社会全体で支援する「子育て」という視点をもって取組を進めます。

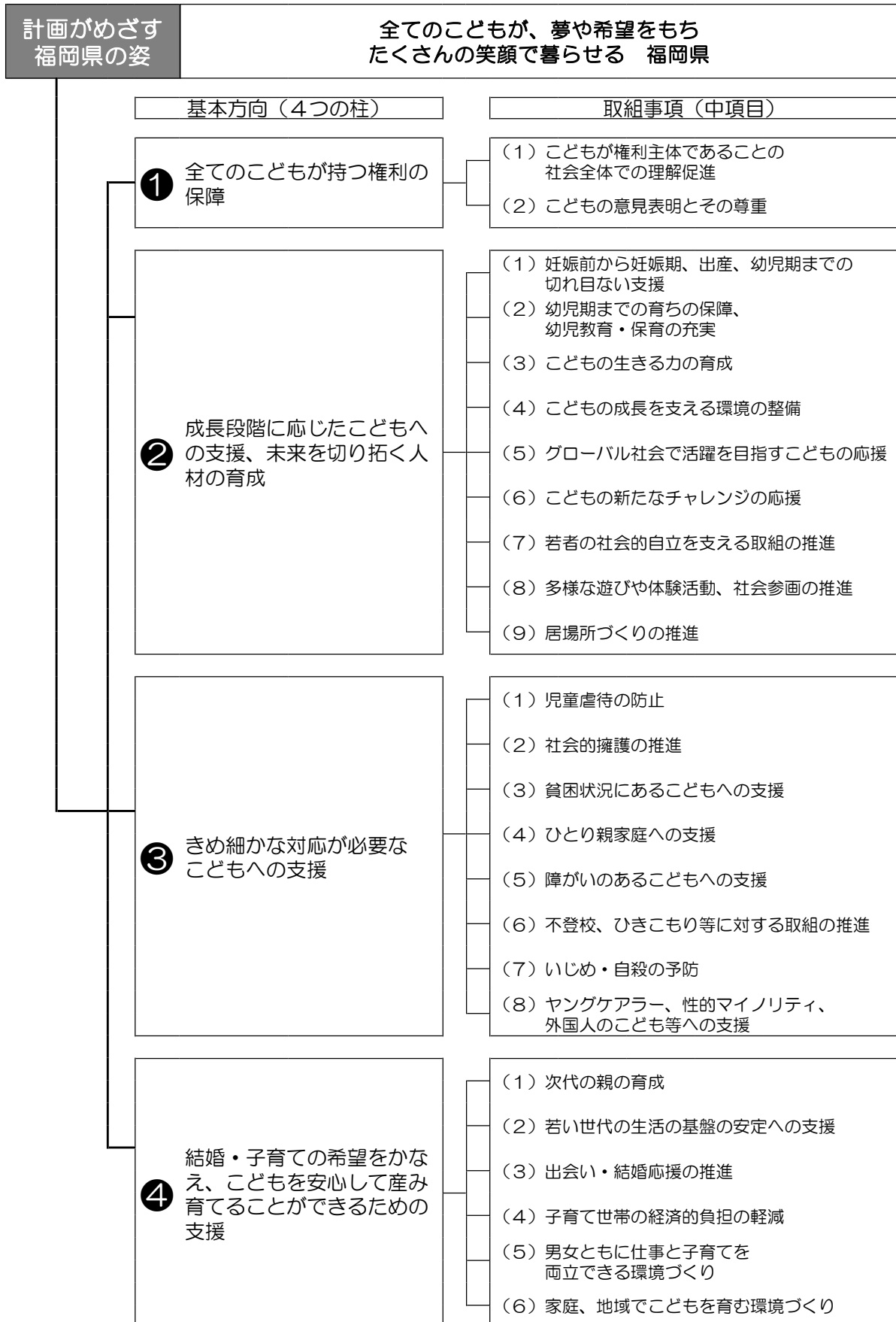
3. 計画の体系（案）

5つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な条件を抽出し、第4章において、それに対応した現状と課題及び今後の取り組みを明らかにするとともに、その活動量や成果を測定するための評価指標と目標を設定することとします。



現行施策
①子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり 3 子どもの人権を守るために ①-3-1.子どもの人権に関する市民意識の啓発
②安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり 1 安心して出産し、悩みや不安なく子育てをするために ②-1-1. 妊娠・出産・子育て期における切れ目のない支援の実施 ②-1-2. 母子健康手帳の早期公布及び妊婦健診の推進 ②-1-3.乳幼児訪問事業の充実 ②-1-4.妊娠・出産に関する正しい知識の普及・啓発 ②-1-5.妊産婦に対する訪問指導の充実 ②-1-6.喫煙についての知識の普及と禁煙・分煙の推進 ②-1-7. 子育てに関する相談支援と情報提供・学習の場の充実 ②-1-8.子育ての仲間づくりの促進 ②-1-9.民生委員児童委員の活動に関する情報の普及 ②-1-10.ホームページやガイドブック等の充実 ②-1-11.小児救急医療体制の充実 ②-1-12.児童手当の支給 ②-1-13.子ども医療費の助成 ②-1-14.保育料の補助 ②-1-15.特定不妊治療に対する助成制度の広報 ①子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり 1 子どもの健やかな発育・発達を確保するために ①-1-1. 乳幼児健康診査の充実 ①-1-2. 予防接種の推進 ①-1-3. 乳幼児期の事故防止に関する啓発 ①-1-4. 歯の健康づくりの充実 ①-1-5. 疾病や障がいのある早期発見・早期治療・早期療育の推進 ①-1-6.発達障がいに対応できる相談体制の整備 ①-1-7.家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実 ①-1-8.食育の推進 ②安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり 2 安心して子どもを預けられる場所を確保するために ②-2-1. 教育・保育施設の充実 ②-1-2. 保育ニーズに応じた保育サービスの充実 ②-1-3.放課後児童対策の充実 ②-1-4.一時預かりの充実 ②-1-5. 休日保育の充実 ②-1-6.子育て短期支援の推進 ②-1-7. 病児・病後児保育の推進 ②-1-8.保育実践の改善・向上 ②-1-9.行政主催のイベントへの託児コーナー設置 ②-1-10.青少年活動の推進とリーダーになる若者の育成 ②安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり 3 家庭で協力して子育てをするために ②-3-1. 男性の育児への積極的参加の促進 ②-3-2. 男女共同参画意識の啓発 ②-3-3.祖父母に対する啓発 ③地域全体で子育てを支えることができるまちづくり 2 子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備するために ③-2-1. 育児休業制度活用促進の啓発 ②-2-2. 子育てしやすい職場環境づくりの啓発 ③-2-3.出産・育児後の再就職に関する情報提供の充実 ①子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり 2 子どもが楽しく学び、社会性を養い、生きる力を育むために ①-2-1.教育内容の充実 ①-2-2.体験的な学習機会の拡充 ①-2-3.地域に開かれた信頼される学校づくりの推進 ①-2-4.児童会や生徒会活動等の充実 ①-2-5.子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供 ①-2-6.子ども会活動の活性化 ①-2-7.子どもと親に向けたイベントや地域活動の情報提供 ①-2-8.ボランティア活動の参加促進 ①-2-9.地域への愛着を高める活動の促進 ①-2-10.読書活動の推進
①子どもが感性豊かに健やかに育つことができるまちづくり 3 子どもの人権を守るために ①-3-2.児童虐待の予防及び早期発見 ①-3-3.児童虐待防止対策の充実 ①-3-4.いじめの解消 ①-3-5.子どもの相談に関するカウンセリング ①-3-6.不登校児童生徒への対応の充実 ①-3-7.被害に遭った子どもの保護の推進 ①-3-8.養育支援訪問事業の充実 ②安心とゆとりをもって子どもを生み育てることができるまちづくり 4 ひとり親家庭の生活の安定を図るために ②-4-1. ひとり親家庭に対する相談体制・情報提供の充実 ②-4-2. ひとり親家庭に対する生活支援の充実 ②-4-3.ひとり親家庭等に対する医療費の助成 ②-4-4.ひとり親家庭に対する就業支援の充実
④心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり 1 生命の大切さを理解し、健やかに思春期をおくるために ④-1-1. 生命の大切さに関する教育の推進 ④-1-2. 乳幼児とのふれあい体験の推進 ④-1-3.学校における性教育等の充実 ④-1-4.学校における健康教育の充実 ④-1-5.思春期相談の充実 ④-1-6.青少年の非行防止と有害環境の浄化 ④心身ともに健全な次代の親を育むことができるまちづくり 2 社会の一員として自立できる資質を養うために ④-2-1. 子どもの自立促進に向けた教育の充実 ④-2-2. 青少年健全育成に対する市民意識の高揚 ④-2-3.社会生活を営む上で困難を有する青少年に対する支援
③地域全体で子育てを支えることができるまちづくり 1 地域の子育て支援体制を充実させるために ③-1-1. 利用者支援充実 ③-1-2. 地域情報提供体制の整備・充実 ③-1-3.子育て支援ネットワークの構築 ③-1-4.地域の交流ができる場の拡充 ③-1-5.民生委員・児童委員、主任児童委員との交流支援 ③-1-5.子育ての仲間づくりの促進 ③地域全体で子育てを支えることができるまちづくり 3 子どもや、子ども連れにやさしいまちにするために ③-3-1. 公共施設における多目的トイレ、授乳コーナーの設置 ③-3-2. 子どもや妊婦等が歩行しやすい道路環境の整備 ③地域全体で子育てを支えることができるまちづくり 4 子どもを事故や犯罪等から守るために ③-4-1. こどもが安全に遊べる公園等の整備 ③-4-2. 安全な通学路の確保 ③-4-3.地域ぐるみによる交通安全指導の推進 ③-4-4.地域ぐるみによる防犯活動の推進

<参考> 福岡県子ども計画の施策体系



＜参考＞市町村こども計画に盛り込むべき主な内容

こども基本法第10条において、市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成するよう努めるものとされている。

今年度こども計画を策定予定の市町村においては、既に策定作業に取り掛かっている市町村もあるため、県こども計画を踏まえて市町村こども計画に盛り込むべき主な内容について、事前に情報提供を行うもの。

県計画における 施策体系（案）	市町村計画に盛り込むべき内容
I 全てのこどもが持つ 権利の保障	・「こどもの権利」（こどもが権利の主体であること）の普及啓発 ・こどもの意見聴取 ・こどもの意見表明支援 ・権利侵害時の救済（相談窓口設置、救済機関設置など）
Ⅱ－2 幼児期までの育ちの 保障、幼児教育・保育 の充実	・保育の質の向上、保育人材の確保、現場の負担軽減に係る取組の推進 ※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（こども計画と一体のものとして策定可能）への位置づけ
Ⅱ－8 多様な遊びや体験活動、 社会参画の推進	・こどもの健やかな育ちの原点である遊びや体験活動の機会や場を、年齢や発達に応じて、県や団体、企業等と連携・協働して、意図的・計画的に創出する取り組みの推進 ・地域や育成環境による体験活動の機会格差が生じないような配慮
Ⅱ－9 居場所づくりの推進	・こどもの居場所づくりの推進 ・こども食堂への支援 ・児童育成支援拠点事業の実施
Ⅲ－3 貧困の状況にある こどもへの支援	・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進
Ⅲ－8 ヤングケアラーへの 支援	・こども家庭センターによるヤングケアラー支援 ・学校と連携したヤングケアラーの把握
Ⅳ－1 次代の親の育成	・中高生等（こども・若者）が乳幼児とふれあう機会を広げるための取組の推進 ※次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画（こども計画と一体のものとして策定可能）への位置づけ